

四国地区「道の駅」における利用規定

(目的)

第1条 本規定は、四国地区「道の駅」連絡会における利用規定（以下「本規定」という。）と称する。
本規定は、「道の駅」の利用者が安全・快適に利用でき、かつ当該地域にとっても良好な施設として認知されるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規定は、四国内の全ての「道の駅」に適用する。

(条例、規則等との関係)

第3条 県及び市町村条例は本規定に優先するものとする。また、別途定められた規則等が存在する場合は、総合的な判断の下、運用を定める。

(日常管理・運営者)

第4条 「道の駅」設置者は、契約等により「道の駅」を日常管理・運営する担当者（以下、日常管理・運営者という。）を定め、「道の駅」の不適切利用への対応に当たる。

(禁止・制限行為)

第5条 「道の駅」施設内における下記行為を禁止・制限する。

- 指定場所以外での火気の使用
- 指定場所以外での宿泊
- 指定場所以外または指定する期間及び時間以外での集会等
- 商行為または商行為を目的とする施設の無断使用
- 広告物等の不許可設置・掲示・配布
- 施設、備品の損傷、破壊行為
- 「道の駅」での居住
- 「道の駅」への危険物の持ち込み（専用の輸送車両は除く）
- 「道の駅」からの、「道の駅」施設の備品の不許可持ち出し
- 「道の駅」外からの、ゴミの不許可持ち込み
- 「道の駅」の備品以外の設置、工作物の不許可仮設・設置
- 休憩、施設利用目的以外での車両の放置・長時間駐車
- その他、公序良俗に反する行為
- その他、公益上または施設の管理運営上適切でないと判断される行為

※注「道の駅」毎に「禁止・制限行為」の内容は異なりますのご注意願います。

(退去命令等)

第6条 「道の駅」の日常管理・運営者は、「道の駅」設置者や道路管理者等と協力し、第5条に規定する禁止・制限行為を行う者に対し、直ちに「道の駅」からの退去を命ずる等、必要な措置を講じる。

禁止・制限行為に関する特例)

第7条 災害時やイベント時等、「道の駅」設置者が認めた場合は第5条の禁止・制限行為の一部を一時的に解除することができる。

(「道の駅」の閉鎖)

第9条 災害時等、「道の駅」の適正利用が困難であると判断された場合、日常管理・運営者は、「道の駅」設置者と協議の上、「道の駅」を一時的に閉鎖することができる。

付則

この規定は、平成22年5月25日から適用する。